

桜地区社会福祉協議会規約

(平成30年5月13日改定)

(名称及び事務所)

第1条 本会は桜地区社会福祉協議会（以下「社協」という。）と称し、事務所を桜地区市民センター内の地域団体事務室に置く。

(目的)

第2条 本会は、桜地区（以下「地区」という。）における社会福祉事業の発展と組織的活動を促進し、もって地区住民の幸せを図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 福祉、文化及び保健の事業を中心に地区住民の幸せを高める運動を推進するとともに啓発及び地区住民の自主的活動の育成に関する事。
- (2) 地区内の各種団体及び各組織との連絡調整及び協力を図るとともに地区の実情に応じた諸活動の推進に関する事。
- (3) 地区内のボランティア活動の育成及び推進に関する事。又、桜ボランティア協会への支援及び協力に関する事。
- (4) 地区内の社会福祉問題の調査、研究に関する事。
- (5) 社会福祉について、長期的展望を踏まえた方針づくりに関する事。
- (6) 市及び市社会福祉協議会との連絡に関する事。
- (7) 地区内の生活改善に努めるとともに新生活運動の推進に関する事。
- (8) その他目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、桜地区に居住又は勤務する個人及び任意の法人をもって会員とする。

(運営)

第5条 本会を円滑かつ民主的に運営し、事業を効率的に推進するため次の機関をおく。

- (1) 役員会
- (2) 社協委員会
- (3) 専門部会

(役員会)

第6条 役員会は、次の者で組織、構成する。

- (1) 役員会は、地区連合自治会が推薦した社協会長、各連合自治会及び民生・児童委員協議会の推薦代表者、主な社会教育団体の推薦代表者並びに各専門部長をもって組織する。
- (2) 役員会は、会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名、幹事若干名及び相談役（地区連合自治会長）1名をもって構成する。

(社協委員会)

第7条 社協委員会は、社会福祉に熱心な者又は専門的知識、技術等をもち社会福祉に対する協力者で各自治会より推薦された社協委員をもって組織する。

- 2 社協委員は、総会に出席し、審議案件を審議する。

(専門部会)

第8条 社協委員会の中に専門部会を設け、各部ごとに部長1名、副部長1名のほか、記録担当、経理担当を部内で組織する。

(理事及び理事の職務)

第9条 理事は、各自治会長、民生・児童委員並びに各種団体及び各組織の代表者をもってあつてゐる。

2 理事は、本会の目的達成のため、個人及び各自の所属団体の両面から事業の推進に協力及び任務分担を行うものとする。

3 理事は、総会に出席し、審議案件を審議する。

(役員及び役員会の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 会長は、社協委員会の委員長を兼務する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

4 書記は、本会の会議の記録をし、庶務事項を処理する。

5 会計は、本会の経理並びに予算及び決算に関する事項を処理する。

6 幹事は、本会の会務を補佐、協力する。

7 役員会は、社協委員会の企画、計画等の報告を受け、審議、承認する。

8 役員会は、社協委員会及び専門部会への提案、助言、指導を行うとともに、事業実施に関して各自の所属団体の協力及び任務分担を行う。

(社協委員及び社協委員会の職務)

第11条 委員長(会長兼務)は、社協委員会を代表し、委員会を統轄する。

2 社協委員は、地区全体に対して、本会の目的、事業の周知と啓発を行う。

3 社協委員は、一致協力し、事業の推進に努める。

4 社協委員は、推薦自治会等との連絡調整を行い、理解、協力を得るよう努力する。

5 社協委員は、事業推進に必要な諸問題に関して、調査、研究等を行う。

6 社協委員は、専門部会に属し、各部会の事業遂行に努力する。

7 社協委員会は、社協委員の研修を行う。

8 社協委員会は、各種ボランティアの育成に努める。

9 社協委員会は、各専門部会間の調整及び専門部会への事業委任をすることができる。

(専門部員及び専門部会の職務)

第12条 各部長は、各専門部会を代表し、部を統轄する。

2 部長は、役員会役員を兼務する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。

4 記録担当は、部の事業の記録をし、部の庶務事項を処理する。

5 経理担当は、部の事業予算及び決算に関する事項を処理する。

6 専門部会は、部長が必要に応じ招集する。

7 各専門部会は、互いに連絡調整し、事業の企画、計画等の立案を行い、役員会に報告、承認を受ける。

8 部長は、役員会より提案、助言、指導を受けた事項について、十分な検討を行う。

(役員等の選出及び任期)

第13条 役員については、第6条の規定により推薦された候補者にて、会長を除く役職を互選し、総会での信任により決定する。

- 2 会長の任期は1期2年間とする。ただし、再任は妨げないが3期までとする。
- 3 会長を除く役員及び理事の任期は1年間、社協委員の任期は3年間とし、再任を妨げない。
- 4 役員、理事及び社協委員は、その職務期間内に欠けた時は、その前任者の職務期間を引き継ぐものとする。

(会議)

第14条 本会は次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 社協委員会

2 総会は、本会の最高決議機関であって次の各号に掲げる議事を審議する。

- (1) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (2) 役員を選任及び会計監査の承認に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。

3 総会は、通常毎年度1回、会長の招集により開催する。又、臨時総会は必要に応じ会長が招集し開催するものとする。

4 総会の議長は、その総会において出席した者の中から選出する。

5 総会は、構成員である理事、役員、社協委員の過半数の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、本条第2項第3号を除き、総会構成員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 役員会は、会長が必要に応じ招集する。

8 社協委員会は、会長が必要に応じ招集する。

9 各専門部長は、社協委員会の開催を会長に要請できる。

(会計)

第15条 本会の収入は補助金、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第17条 会計監査は、本会の経理を監査し、総会に報告する。

2 会計監査は、役員会で理事から2名を選任し、総会で承認を得る。

(特別委員会)

第18条 会長は本会の活動をより充実するため、特別な個別問題についての調査、研究及び審議を実施する特別委員会を設置し、意見を求めることができる。

2 特別委員会の設置は、役員会に諮り委員を委嘱する。

3 特別委員会は必要に応じ会長が招集する。

(顧問及び参与)

第19条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、役員会の承認を得、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会議に出席し、意見を述べるすることができる。

(規約の改廃)

第20条 この規約の改廃は、総会構成員の2/3以上の議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第21条 この規約に定めるものの他、この規約の施行に関し必要な事項は別に役員会が定める。

附 則

1 この規約は昭和51年4月17日から施行する。

2 昭和51年 7月17日 一部改正

3 昭和53年 2月 9日 一部改正

4 昭和55年 4月10日 一部改正

5 昭和59年 4月19日 一部改正

6 平成 4年 5月13日 一部改正

7 平成 7年 4月 1日 一部改正

事業及び組織の見直しを実施したことにより改正する。

8 平成 9年 5月15日 一部改正

9 平成10年 5月14日 一部改正

10 平成15年 5月15日 一部改正

11 平成30年 5月13日 一部改正

会長の任期、会計監査の選任に改正に合わせ、全面改定する。